→ 2 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる →

(1) 区民・事業者による身近なところからの 地球温暖化防止を促進する

●練馬区環境基本条例

区は、練馬区環境基本条例を制定し、平成18年8月1 日に施行した。

この条例は、区の環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者、区民の責務を明らかにし、併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、区の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、区において良好な環境を実現するとともに、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

●練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条の規定に基づき、区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織として、平成18年12月に練馬区環境審議会を設置した。委員の任期は2年で、26年12月から第5期の審議会となり、公募区民委員5人、区民団体委員4人、事業者団体委員4人、学識経験者委員2人、教育関係者委員2人、関係行政機関委員1人の計18人で構成されている。

26年度は5回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画 2011の課題点のとりまとめ結果」等について審議した。

●環境都市練馬区宣言

平成18年8月1日、練馬区環境基本条例の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を後の世代に引き継ぐことを宣言する環境都市練馬区宣言を行った。

この宣言は、環境の保全に関して、区における課題および区民等の責務を簡潔に示すとともに、区民等すべての人が協力して「みどりや水と共生する美しいまち」、「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」、「資源やエネルギーを大切にする循環のまち」、「環境にやさしいこころを育み行動の環が広がるまち」の4つの基本的な目標の実現に向けて行動を進めることを内容としている。(宣言文は裏表紙参照)

●練馬区環境基本計画2011

区は、平成5年度に最初の「練馬区環境基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、この計画を基本に区の環境保全に関する施策を展開してきた。

この間、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等様々な対応が求められるようになった。

これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の動向を踏まえた現行の基本計画は、21年9月より策定を始め、計画素案を22年8月にまとめ、パブリックコメントを行った。また、計画素案を練馬区環境審議会に諮問

し、同年10月の答申を受けて、計画案としてまとめ、 同年12月に策定した。

本計画では、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」を区の望ましい環境像に掲げた。さらに、「みどり豊かなまちをつくる」、「環境に配慮したまちをつくる」、「学びと行動の環を広げる」を基本目標に定め、8つの基本施策、23の施策、8つの重点事業を展開している。計画期間は23年度から30年代初頭までとし、26年度までを前期計画と位置づけた。また、基本施策の進捗状況や成果を測る指標(モノサシ)として、26年度までに達成すべき目標である「環境指標」を設定した。

本計画の進行管理は、「環境指標」と重点事業の点検・公表により毎年度行い、関連する「みどりの基本計画」、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」などと連携し、着実な計画の推進に向けて取り組んでいく。

●練馬区地球温暖化対策地域推進計画

1 計画策定の背景

地球温暖化対策については、国が、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」を全部改定するとともに、同年7月には、2050(平成62)年を目標年次とする「低炭素社会づくり行動計画」を策定したこと、さらに都が、20年3月に「東京都環境基本計画」を策定し、2020年を目標年次とする温暖化対策の目標や施策の方向等を打ち出すなど、状況が大きく変化した。

こうした状況を背景に、区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、18年2月策定の「練馬区地域省エネルギービジョン」に代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」(以下「地域推進計画」という。)を21年3月に策定した。

2 地域推進計画における削減目標

地域推進計画では、区の自然的社会的状況や温室効果 ガス排出状況、国や都の関連計画を踏まえ、つぎのよう な温室効果ガス削減目標を掲げている。

- ① 短期的目標:2012 (平成24) 年度までに、2000 (平成12) 年度比で8%削減
- ② 中長期的目標:2020 (平成32) 年度までに、2000 (平成12) 年度比で25%削減

3 地球温暖化対策の総合的、計画的な推進

この目標を達成するために、地域推進計画では、主体(区民、事業者、区)別に温暖化対策を体系化した上で、それぞれの主体ごとの具体的な取組を示し、区における温暖化対策を総合的、計画的に進めることとしている。

4 練馬区の温室効果ガス排出状況

24年度の区の温室効果ガス排出量は、225万7千t(2年度比29.8%増)で、そのうち95%以上を二酸化炭素が

占めており、217万3千t(2年度比26.8%増)であった。 さらに二酸化炭素の排出量の内訳は、民生家庭部門(一 般家庭)49.3%、民生業務部門(事業活動)25.3%、運 輸部門18.1%であった。

(単位:1000t-CO2)

年度	温室効果ガス	二酸化炭素	구수 세k 쿠라 디디	□ 11. 25 d5	□ 11. Alle 24.	727 + A 777 III	c: *4.******
			産業部門	氏生豕烶	民生業務	連輸部門	廃棄物部門
平成	1 720	1,714	160	665	287	571	32
2	1,739	(100%)	(9.3%)	(38.8%)	(16.7%)	(33.3%)	(1.9%)
12	2,020	1,971	100	769	369	701	32
12	2,020	(100%)	(5.1%)	(39.0%)	(18.7%)	(35.6%)	(1.6%)
24	2,257	2,173	90	1,070	550	393	70
		(100%)	(4.1%)	(49.3%)	(25.3%)	(18.1%)	(3.2%)

資料: 「特別区の温室効果ガス排出量 (1990~2012年度)」(平成27年3月) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト|

●練馬区地球温暖化対策地域協議会(ねり☆エコ)の 活動

区における地球温暖化対策を推進するため、平成22年5月に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立され、23年度に区民公募により愛称を「ねり☆エコ」とした。ねり☆エコは、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取組について協議し、区、その他関係機関等と連携して、節電・省エネ・省資源に関する普及啓発を進めている。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

平成18年8月1日施行の練馬区環境基本条例に基づく「環境報告書」として、26年9月、冊子「ねりまのかんきょうー平成25年度報告ー」を作成し、同時に区ホームページでも公表した。「環境にやさしいまちをつくる」「みどりと環境」「循環型社会をつくる」の3部構成で、25年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を詳しく解説している。また、環境・みどり・リサイクルに関する年表などを資料として掲載した。

●環境情報の提供事業

環境に関する様々な情報をより的確に区民に提供することを目的として、区ホームページにより、環境教育啓発事業として実施するイベント情報の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

●エコライフチェック事業

区では、日常生活における省エネルギー等の環境配慮を進めるため、区民と協力して、平成18年度からエコライフチェック事業を実施している。この事業は、10月のある1日をエコライフデーと定め、日常生活における環境配慮について、普段とエコライフデーの行動をチェックシートを用いて区民がチェックした後、区が集計分析を行い、その結果を参加した区民等に返すことにより、効果的に環境に配慮した行動の普及啓発を行う事業である。26年度からは、事業所向けのエコライフチェックを開始した。

26年度は区の小中学生等37,320人および15事業所の

取組により、エコライフデーと普段の日を比較して4.28t の二酸化炭素を削減し、区内学校1校にエコライフチェック事業還元植樹を行った。

●環境学習事業

区は、区民一人ひとりが環境を守る意識を高めるよう 各種の環境学習事業を行っている。平成26年度に実施 した事業はつぎのとおりである。

1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを 目的として、毎年夏休み期間に作文を募集し、今回で 41回目を迎えた。

26年度は「わが家のエコじまん」、「ねりまでみつけた・感じた自然」、「家で!学校で!みんなでできるリサイクル」の3つのテーマで募集し、小学生325作品、中学生734作品の計1,059作品の応募があった。

入賞作品16点を掲載した環境作文集を1,300冊作成 し、小中学校に送付したほか区立施設で配布した。ま た、1月には区役所本庁舎2階通路掲示板にて、入賞作 品の展示を行った。

2 環境月間行事

環境省が定める環境月間(6月)に実施している。26 年度は6月中に区役所本庁舎アトリウムを会場として、 「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」をテーマと し、講演会などとともに区内で活動している環境団体や 区の環境への取組の紹介、展示を行った。

3 こどもエコクラブ

(公財) 日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業(幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動)の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。26年度は2クラブ271人が会員として登録・活動した。

4 ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、26年度は49人を委嘱した。

ねりまエコ・アドバイザーは、区が行う環境教育啓発 事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全 活動への助言・協力、その他環境教育の助言・協力者と して学校等への出前講座も受け付けている。また、各所 属団体で環境活動を行っている。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するため 21年4月に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」を設立 した。また活動支援として、「ねりまエコ・アドバイザー 通信」の発行、フォローアップ研修を実施した。

●ねりま・エコスタイルフェア

節電、省エネ・省資源につながる展示・発表などを通じて、「環境に配慮したライフスタイル」を推進することを目的に、練馬まつりの協賛事業として実施した。

- (1) 開催日 平成26年10月19日(日)
- (2) 会 場 としまえん
- (3) 主 催 練馬区およびねり☆エコ

- (4) 内 容 節電・省エネに役立つ情報の展示、資源・ご みの分類に関するパネル展示、ごみの出し方 クイズ、環境広報車(中が見える清掃車や電 気自動車)の展示など
- (5) 来場者 33,000人 (練馬まつり、健康フェスティバル およびねりま・エコスタイルフェア全体の来 場者数)

●地球温暖化対策設備設置補助制度

平成18年度から、地球温暖化防止施策の推進を図ることを目的に、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、予算の範囲内で、その費用の一部補助を行っている。26年度については、太陽光発電設備245件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器45件、家庭用燃料電池システム394件、窓の断熱改修18件、直管形LED照明2件、計704件、46,253,000円を補助した。なお、27年度からは「再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度」として、補助事業を行っている。

●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖 化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護、地球 温暖化の防止を目的に平成19年度にスタートした。

19年10月に発表した「みどり東京・温暖化防止プロジェクト共同宣言」に基づき、各自治体や地域の特性に応じた自然環境の保護、地球温暖化対策を推進するため、東京の62市区町村が共同して、様々な事業に取り組んでいる。

26年度には、「62市区町村共通版の温室効果ガス排出量標準算定手法」により算出した都内の市・区・町・村の温室効果ガス排出量の公表や共通啓発物品の配布、エコプロダクツ2014への出展、再生可能エネルギーとスマートコミュニティの研究、みどり東京フォトコンテスト等を行った。

(2) まちづくりで環境に配慮する

●環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模なまちづくり事業の実施に際し、その事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を事業計画に反映させ、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

都は昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を、国は平成9年に「環境影響評価法」を制定し、環境影響評価を実施してきた。このうち、当区が関係地域になった事業は、27年3月31日現在18件である。

最近では、25年度に「光が丘清掃工場建替事業」の 環境影響評価条例に基づく手続を実施した。

(3) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

1 練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)

区は、区の事務事業の中で、地球温暖化防止を始めと する環境課題の解決に向けて取り組んでいかなければな らない。

そのためには、区は率先して温室効果ガスの削減に取り組むほか環境に配慮した活動を推進することが必要であり、それを継続的に改善していく仕組みが欠かせない。環境マネジメントシステム(EMS)とは、企業や自治体等の組織が運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組みをいい、Plan(計画)、Do(実施および運用)、Check(点検)およびAction(見直し)のPDCAサイクルからなる。

区は、環境マネジメントシステムを、平成13年度から区長部局において運用開始し、世界共通の規格であるISO14001を認証取得した。その後、16年度からは区立小中学校・幼稚園へも拡大して運用してきた。ISO14001認証取得後9年間の取組の中で、職員の意識改革が図られ、目標管理の仕組みが仕事の中に定着し、一定の成果が得られた。

そこで、23年度からはISO14001によらない区独自の環境管理を行うために、区の環境マネジメント全体を体系化し、運用を統括する「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」を制定した。

区は、「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」 に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減 し、環境法令を遵守するとともに、事務事業の中で環境 に良い活動を推進することで、環境課題の解決に取り組 んでいる。

2 練馬区環境管理実行計画

区は、23年3月、地球温暖化防止のため、事業者としての練馬区が自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として、「練馬区環境管理実行計画(23年度~26年度)」を策定した。この計画は、「練馬区役所地球温暖化対策プラン(19年3月策定)」の後継計画であり、「練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)」を構成する取組分野でもある。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)の改正内容を踏まえた総合的な実行計画として策定した。

3 区立施設の省エネルギー対策等

区は、「練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)」に基づき、26年度は、節水器具設置モデル事業として、練馬保育園にて節水の効果検証を実施した。また、公共施設等の新設・改修工事等を行う際に省エネルギー対策等を進め、豊玉第二中学校に太陽光発電装置を設置した。

加えて、東京都環境確保条例の地球温暖化対策計画書 制度に基づき、区役所西庁舎屋上庭園を整備し、太陽光 パネルを設置した。

区は、東日本大震災を契機として自主的に節電を継続している。特に夏期については、26年度環境マネジメント実施計画において節電目標を定めて取り組んでいる。

また、電力調達先の多様化と経費の節減を図るため、 競争入札による電力調達の施設数を拡大した。

(4) ごみの発生を抑制する

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区は、循環型社会構築を目指し、区で行っている「ご み減量」と「資源化」への取組について、普及啓発用パ ンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」およ び清掃リサイクル分野の情報紙「ねりまの環」を作成 し、区民等に情報を発信している。

平成27年2月には「ねりまの環」第6号を小中学校の 児童・生徒、区立施設等に配布した。第6号では、粗大 ごみ受付センターの変更に伴い、新電話番号およびイン ターネットでの申込み方法の案内、併せて粗大ごみの収 集後の流れについても周知を行った。

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導・ 啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下の ものがある。

(1) ふれあい環境学習

小学校に出向き、主に4年生を対象に模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境広報車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明している。26年度は、区立小学校63校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう」を配布した。また、区立保育園および幼稚園等でも実施している。

(2) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心と した環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を 統合して、15年7月に組織された任意団体である。

この団体は、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて事業を展開し、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」ことを目標に、身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

26年度は、清掃・リサイクル関連施設見学会、区内 一斉清掃事業などを実施した。

●生ごみの発生抑制

区は、生ごみの資源化を進め、生ごみを土にかえすりサイクル事業を実現するとともに、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。 平成26年度には、10台の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金交付事業も併せて行っており、26年度の助成件数は85件であった。

●リサイクルセンター

区は、リサイクルおよび環境学習活動の拠点施設として、平成9年3月に関町リサイクルセンターを、14年10月に春日町リサイクルセンターを、21年4月には豊玉リサイクルセンターを開館した。

23年度からは全区的な事業展開等を実施するために、3つのリサイクルセンターを一括して一事業者が指定管理者として事業を行うこととした。

センターには、展示室、リサイクル工房、リサイクル情報コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティ室などの施設があり、様々な事業が行われている。

センターで行っている主な事業は以下のとおりであ る。

1 手作り教室の開催など

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。26年度は、豊玉、春日町および関町リサイクルセンターで合計512回開催した。

2 不用家具類の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものを、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。26年度は、豊玉、春日町および関町リサイクルセンターで区民提供の小物と合わせて76,192点販売した。

3 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料(書籍・ビデオなど)を収集し、区民の利用に供している。また、 事業案内などを載せた情報誌を発行している。

●再使用の促進

1 リサイクル・マーケット支援

リサイクル・マーケットは家庭内で使わなくなった 衣類、生活雑貨などを地域で再使用してもらうことを目 的に実施している。区では、このリサイクル・マーケッ トを自主的に実施する団体に対して、区報への掲載、公 園使用の許可、物品の貸出しなどの支援を行っている。 平成26年度は公園や区立施設など20会場で115回のリサイクル・マーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を粗大ごみなどにせず、区民相互で有効に活用してもらうため、4年

3月から、区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置している。品物を「譲ります」「譲ってください」という情報カードを半月間掲示し、その管理・運営を区が行い、掲示内容の交渉と品物の受渡しは当事者双方の責任において行っている。掲示板は区立施設15か所に設置している。

26年度の情報提供は、「譲ります」432件、「譲ってください」41件で、譲渡成立の連絡件数は、「譲ります」245件、「譲ってください」3件であった。

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画(平成23年度~32年度)」を23年3月に改定した。

計画では、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」を基本理念とし、前計画の達成状況を踏まえ、32年度の区民1人1日当たりの収集ごみ量を21年度の551gから470gに削減することを目標とした。資源・ごみを合わせた発生量は21年度の724gから、1人1日当たり668gを目指すことを目標とした。

また、計画に含まれる「リサイクル推進計画」は、目標達成に向けた行動計画と位置づけ、循環型社会を目指すための区の主な取組を定めている。

(5) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物の再利用を図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

庁舎等区立施設回収

年 度	平成24	25	26
	t	t	t
古 紙 等	1,002.2	912.1	974.3
びん	9.1	9.3	8.1
缶	17.9	17.6	17.1
ペットボトル	12.2	12.9	11.1
トレイ	0.02	0.01	0.01
乾 電 池	2.7	3.9	3.7
マテリアル資源	29.2	27.0	29.1
廃 食 用 油	7.9	8.6	7.7
蛍 光 管	5.4	4.9	5.7
計	1,086.6	996.3	1,056.8

2 再生品利用の推進

森林資源の保護や資源の有効利用を目的として、ねり

まエコプランの基本方針に基づいた「区の物品購入等に おけるグリーン購入推進手順書」を用い、庁内で使用す る用紙類、区報等の印刷物などに再生紙の使用等を推進 している。

3 学校給食から出る生ごみの資源化

14年2月から、学校92校および、学校給食総合調理場2か所で区の委託事業による一括回収および肥料化を開始した。これに加え15年度から保育園59園、16年度から福祉施設7か所、19年度からは区立特別養護老人ホーム4か所での回収も始まった。27年3月現在、学校98校、保育園60園、福祉施設等9か所の計167か所で回収を行っている。肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。26年度は約1,053tの生ごみが回収され、11tの「練馬の大地」が出荷された。

4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。26年度は16事業所が参加し、46tの古紙類を回収した。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

23区各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体であれば、区の登録団体になることができる。区は、登録団体から資源回収の実績について報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

26年度の回収実績は、新聞・雑誌などの古紙類や古布を中心に12,077t、登録団体数は557団体であった。

また、空き缶の回収に取り組んでいる団体に対して は、電動空き缶プレス機の貸出しも行っている。

26年度には46団体に対して51台貸出しを行った。

集団回収

年 度		平成24	25	26
回収	量	11,732.3t	12,153.4t	12,076.7t
団体	数	503団体	533団体	557団体

2 集積所資源回収(古紙)

9年6月から都清掃局のモデル事業として、清掃事務所は光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。古紙は新聞・雑誌・ダンボールに分けてひもで縛り、その他雑紙等は雑誌にはさむかビニールコーティングされていない紙袋に入れて収集日の朝、出すことになっている。

23年4月からは集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。これに加え、24年12月にも同条例を改正し、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を、25年4月から新たに開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

25年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、GPS機器を活用した広域的な取締り体制を構築した。

清掃事務所による古紙の回収

年	度	平成24	25	26
古	紙	t 16,679.2	t 16,496.0	t 15,861.9

3 集積所資源回収(容器包装プラスチック)

20年10月の資源・ごみの分別変更から、「プラマーク」 表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法による役割分担に基づき 製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用 を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間 処理(選別、圧縮、梱包)を行い、指定されたリサイク ル事業者に引き渡すこととなっている。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品 (パレット、擬木など) や化学原料化後に油やコークスとして再利用されている。

容器包装プラスチックの回収量

年 度	平成24	25	26
容器包装プラスチック	t	t	t
	5,275.0	5,219.1	5,156.3

4 街区路線回収(びん・缶・ペットボトル)

8年12月から区内の一部地域で、週1回の「びん・缶回収の日」に約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、順次地域を拡大し、15年度には区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。びん・缶に加え、18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

現在は、区民のニーズに応えるため数世帯で利用している集積所での容器設置も行っている。

街区路線回収

年 度	平成24	25	26
	t	t	t
アルミ缶	662.0	648.3	625.3
スチール缶	1,398.4	1,362.6	1,305.2
リターナブルびん	497.1	505.9	497.5
ワンウェイびん	4,861.8	4,940.1	4,907.8
ペットボトル	1,987.0	2,008.4	1,975.8
計	9,406.3	9,465.3	9,311.6

5 拠点回収(使用済み乾電池)

27年3月現在、区内88か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、区内の小中学校66校では、児童・生徒を対象として回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。

6 拠点回収(古着・古布)

集団回収に参加が困難な区民に対してリサイクルへの 参加の機会を確保するため、14年度から、一部の区立 施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

この事業の開始に伴い、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行した。

15年度から区立施設24か所を、24年度からは27か所を拠点として回収を行っている。また、17年度以降は衣替えの時期に合わせ、春と秋に臨時回収を行っている。

7 拠点回収(廃食用油)

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油、サラダ油などの植物油を、27年3月現在、月1回地区区民館など43か所の区立施設で回収を行っている。

8 拠点回収(小型家電)

23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、23区で初となるレアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため小型家電9品目の回収を開始した。 27年3月現在、13か所に設置し回収を行っている。

拠点回収

年 度	平成24	25	26
紙パック	t 28.7	t 25.7	t _
使用済み乾電池	90.6	84.7	74.6
ペットボトル	334.5	327.4	308.9
古着・古布	507.2	465.4	461.7
廃 食 用 油	19.0	18.0	18.2
小 型 家 電	1.6	3.0	2.8
計	981.6	924.2	866.2

※拠点回収(紙パック)については26年3月末、拠点回収(ペットボトル)については27年2月末をもって廃止した。

(6) ごみの適正処理を進める

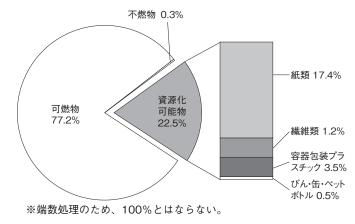
●ごみ排出ルールの確立

1 清掃事務所におけるふれあい指導事業

家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみおよび容器包装プラスチックの組成割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に資源・ごみの排出実態調査を毎年行っている。

平成26年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、つぎのグラフのとおりで、正しく分別されている割合は77.2%となっている。一方で正しく分別されていない割合は22.8%で、そのうち、22.5%は紙類や繊維類といった資源化可能物である。正しく分別することで、ごみの排出量を抑制し循環型社会を形成する一歩となるため清掃事務所では分別ルール等が守られていないごみに「警告シール」を貼付して排出者に自主的改善を促したり、集積所を利用している区民に対して、ふれあい指導や青空集会を実施することで改善を図っている。

可燃ごみの調査結果



(1) ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所の指導・改善や不法投棄の防止などについて直接、個別に対話し指導している。 (2) 青空集会

集積所でおおむね30人程度の区民を対象として、ごみ・資源の分け方と出し方を模擬ごみを使って実践し、 再確認するとともに、ごみの減量とリサイクルについて 理解を深めている。

2 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうと する者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受け なければならない。

区が許可している業者数は、27年3月31日現在271で ある。

●ごみの収集・運搬事業の推進

1 廃棄物の収集運搬事業

地方自治法等の改正により、特別区は基礎的な地方公

共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成12年4月1日から区が行うようになった。

2 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

可燃ごみ・不燃ごみは収集日の朝に集積所にごみ容器 に入れて出すのが原則であるが、市販されている透明ま たは半透明の袋などで出すこともできる。

なお、スプレー缶、ガスライター、カセット式ガスボンベについては、車両火災の原因となることから23年6月からは、他の不燃ごみとは別袋で出すこととしている

事業所、商店などから出される事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか有料ごみ処理券を貼って出すことになっている。

おおむね30cm角以上の家具などの家庭から出る粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に自宅前などに出すか、資源循環センターに持ち込む。粗大ごみについては、収集・持込み、いずれも有料粗大ごみ処理券を貼って出すことになっている。

なお、13年4月1日に施行された家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)により、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機(21年4月1日から)については、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンについても資源有効利用促進法に基づき、15年10月1日からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行うことになった。

3 ごみの収集量

26年度中に区内で収集したごみの種類・量はつぎの表のとおりである。26年度は前年度と比較して、可燃ごみは1,971tの減、不燃ごみは353tの減、粗大ごみは7tの減となった。なお、23年度から粗大ごみの資源化事業等を開始しており、26年度は再利用家具7,469点78t、家電分解品73t、粗大鉄676t、布団91tを資源として分別することでごみ量の抑制を図った。

練馬区のごみの収集量

年 度	平成24	25	26
	t	t	t
可燃ごみ	127,110	125,352	123,381
不燃ごみ	5,790	5,600	5,247
粗大ごみ	4,852 (3,912)	4,966 (3,965)	4,887 (3,958)
(粗大ごみの) うち持込み	(463)	(471)	(488)
計	136,811	134,917	132,586

注:粗大ごみ()内の数値は内数で、資源化および再利用化分を除いたごみ量である。

4 ごみの処理

集積所で収集したごみのうち、可燃ごみは、主に区内にある練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している(練馬清掃工場は27年3月31日現在、建替中のため一部他区清掃工場で処理している。)。不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破砕・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。また、粗大ごみは再利用家具、金属、布団を選別回収したのち中央防波堤内の粗大ごみ破砕処理施設に搬入し、資源を回収したのち、可燃ごみと不燃ごみとに分別し、可燃ごみは清掃工場で焼却し、不燃ごみは埋立処理している。

焼却灰は14年12月より板橋清掃工場内の灰溶融処理 施設で処理した後、建設資材として再利用を図ってい る。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理 施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場 (埋立処分場) は都が設置・運営している。

5 し尿の処理と浄化槽

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、ごく一部の地域でくみ取り式の便所が残っている。し尿については、石神井清掃事務所で収集している。

また、区に届け出されている浄化槽は、27年3月31日 現在、426基である。

6 犬猫等の死体処理および防鳥用ネット貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体については、清掃事務所で収集している。また、都・区道上の動物死体についても、清掃事務所で対応している。26年度の合計処理件数は、1,571件であった。

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対しては、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。

26年度の貸出枚数は2,623枚であった。

7 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。27年3月31日現在1,199世帯で収集を行っている。